

## 9 参議院と中国全人代との定期交流メカニズム創設に関する覚書

### 日本国国会参議院と中華人民共和国全国人民代表大会との 定期交流メカニズム創設に関する覚書

2006年10月16日、扇千景日本国国会参議院議長と呉邦国中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長は、北京において会談を行い、日本国国会参議院と中華人民共和国全国人民代表大会（以下「全人代」という。）との間で定期交流メカニズムを創設することで意見の一致をみた。

両者は、あらゆる分野における一層の交流と協力が日中両国国民にとり基本的利益をもたらすことを確信する。中でも、議会間交流は、両国間関係の重要な部分を構成するものであり、議会間交流の強化が相互理解と信頼の増進に役立ち、かつ、両国間の協力を拡大すると考える。双方間の定期交流メカニズムの創設は、この目的を実現するための有効な基盤を提供するものである。

日本国国会参議院と全人代（以下「双方」という。）は、以下の項目につき一致した。

#### 一、定期会合

1. 双方は、二国間関係、国際問題や地域問題、国際社会における両国の役割と協力等に関して意見交換を行う定期議員会議を実施する。
2. 上記会合は、1年に1回、両国交互に開催する。また、必要に応じて、双方の協議を経て会議回数を増やすことができるものとする。
3. 定期議員会議に参加する議員団の団長は、参議院側は参議院が設置する日中交流議員団の団長とし、全人代側は全人代常務委員会副委員長とする。代表団の規模は、それぞれの議会が決定する。
4. 会議の議題は、会議開催1か月前までに外交経路を通じる等の方法により決定する。
5. 会議の内容についての議事録は、自由な意見交換を行うため、作成しないこととする。ただし、会議の内容について、双方で調整した上で、それぞれが記者発表することを妨げない。

二、双方は、両議会が委員会、友好議員グループ及び事務機構の間の相互訪問と交流を行うことを支持、奨励する。

三、相互訪問に必要な費用は、予算の範囲内で相互主義に基づいて協議決定する。

四、両議会間の定期的な連絡を維持し、会議の円滑かつ効果的な運営を行うため、両議会に事務担当を置く。

五、相互理解と協力強化のため、立法その他に関する資料及び刊行物を互いに提供する。

日本国国会参議院議長

扇 千景

中華人民共和国全国人民代表大会  
常務委員会委員長

呉 邦国